

第九十五回国 参議院行財政改革に関する特別委員会会議録第二一号

昭和五十六年十月三十日(金曜日) 午後零時五十一分開会

委員の異動

十月八日

辞任

岡部 三郎君

補欠選任

高木 正明君

出席者は左のとおり。

委員長

玉置 和郎君

坂野 重信君

嶋崎 均君

平井 卓志君

降矢 敬義君

小柳 勇君

野田 哲君

峯山 昭範君

江島 淳君

大木 浩君

堀原 清君

楠 正俊君

後藤 正夫君

下条進一郎君

関口 恵造君

田沢 智治君

田代由紀男君

高木 正明君

谷川 寛三君

成相 善十君

藤井 孝男君

三浦 八水君

鶴山 篤君  
本岡 昭次君  
安恒 良一君  
和泉 照雄君  
塩出 啓典君  
中野 明君  
市川 正一君  
山中 郁子君  
小西 博行君  
柳澤 鍊造君  
森田 重郎君

中曾根康弘君

佐倉 尚君

西垣 昭君

鈴木 源三君

伊藤 保君

国務大臣

国務大臣(行政管理局長) 中曾根康弘君

政府委員

行政管理庁行政管理局長 佐倉 尚君

大蔵省主計局次長 西垣 昭君

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 源三君

常任委員会専門員 伊藤 保君

本日の会議に付した案件

○行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○公聴会開会承認要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(玉置和郎君) 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中曾根行政管理局長官。

○国務大臣(中曾根康弘君) ただいま議題となりました行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を申し上げます。

先般、政府は、行政の合理化、効率化を推進するとともに、財政再建に関する緊急な課題に対処する等のため、去る七月十日に行われた臨時行政調査会の行政改革に関する第一次答申を最大限に尊重し、速やかに所要の施策を実施に移すとの基本方針を決定いたしました。

この法律案は、同答申の趣旨にのっとり、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間、すなわち特例適用期間における補助金、負担金等に係る国の歳出の縮減措置その他の特例措置を定めることを目的としております。

定める額に減額して繰り入れるものとする。また、この措置により厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることがないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、減額分に相当する額の繰り入れその他の適切な措置を講ずるものとする。また、船員保険の年金たる保険給付等に係る国庫の負担、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の長期給付に係る国または地方公共団体の負担並びに私立学校教職員共済組合の退職給付等及び農林漁業団体職員共済組合の給付に係る国の補助についてもこれと同様の措置を講ずることとしたしております。

第二に、特例適用期間における地震再保険に係る事務費の一般会計からの繰り入れは、借入金のある年度を除き行わないこととしたしております。

また、自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償保障事業等の事務費の一般会計からの繰り入れについてもこれを行わないものとしたしております。

第三に、昭和五十七年六月から昭和六十年五月までの月分の児童手当に係る所得制限額は、老齢福祉年金の受給者本人に係る所得制限額を基準として政令で定めるものとする。また、児童手当に係る所得制限により児童手当が支給されない被用者または公務員であつて、政令で定める一定の所得未滿のものに対し、第三子以降の児童一人につき月額五千円の特例給付を行うものとし、当該特例給付に要する費用のうち、被用者に係るものについては、一般事業主から徴収する拠出金をもって充てるものとする。なお、児童手当制度については、これらの特例

措置との関連をも考慮しつつ、その全般に關して速やかに検討が加えられた上、この特別措置の適用期限を目途として必要な措置が講ぜられるべきものとする事といたしてあります。

第四に、特別適用期間に係る公立の小中学校の学級編制等の標準についての政令を定めるに当たっては、特に国の財政事情を考慮するものとする事といたしてあります。

第五に、特別適用期間において、後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律等十七法律に基づき都道府県または指定都市が行う事業等でこれらの事業のうち災害復旧その他災害による危険に緊急に対処する必要のあるものを除いたものに要する経費に關する国の負担または補助であつて、通常の国の負担または補助の割合を超えて行われるものについては、当該かさ上げに相当する額の六分の一を減ずるものとする事といたしてあります。

また、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律等三法律に基づき都道府県が特別適用期間において発行を許可された地方債の国による利子補給については、当該補給金額の六分の一を減ずるものとする事といたしてあります。

なお、これらの措置の対象となる都道府県または指定都市に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする事といたしてあります。

第六に、住宅金融公庫法及び農林漁業金融公庫法等に基づく貸付金の利率については、特別適用期間において、当該貸付金の貸し付けを行う政府関係金融機関に係る政府からの借入金金の最高利率が年六・五%を超える場合には、政令で、当該超える部分の範囲内で、貸付金の区分または種類ごとに当該貸付金の利率に加算する利率を定め、またはこれを変更することができるものとする事といたしてあります。

金の融通を円滑にすべき社会的経済的必要性と国の財政負担との調和が図られるよう考慮しなければならぬものとしてお諮りいたします。

第七に、内閣総理大臣または國務大臣が、特別適用期間において、給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄付については、公職選挙法第九十九条の二の規定は、適用しないものとする事といたしてあります。

以上のほか、これらの措置に伴う所要の規定の整備等を図るものとしてお諮りいたします。

なお、この法律は公布の日から施行することといたしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(玉置和郎君) 以上で趣旨説明は終わりました。

質疑は次回に譲ります。

環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に關する法律案の審査のため、十一月十二日に公聴会を開きたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(玉置和郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(玉置和郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(玉置和郎君) 次に、委員派遣承認要求に關する件についてお諮りいたします。

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に關する法律案につき、現地において意見を聴取するため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(玉置和郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(玉置和郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(玉置和郎君) 次に、公聴会の開会承認要求に關する件についてお諮りいたします。

紹介議員 仲川 幸男君  
一、国の出先機関、機関委任事務、地方事務官制度、許認可事務等について廃止整理を進めるとともに、行政事務権限の大幅な地方移譲と国と地方との財源配分の適正化を図ること。

二、国民健康保険給付費、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の費用の一部を都道府県に転嫁しないこと。

三、後進地域開発等の公共事業に係る国庫補助、負担率の地域特例制度は、国土の均衡ある発展を図るうえで重要な助成制度であるので、現行どおり存続し、かさ上げ率の引下げは行わないこと。

四、国民生活に影響の大きい福祉、医療、農業、教育の制度見直しにあつては、その後退がなされないよう国民が納得できる慎重かつ公正な配慮をすること。

理由  
行政改革は、現下の国民的課題として、国において鋭意検討を進められているところであるが、その目的は、肥大化した行政の仕組みを国・地方を通じて簡素化し、より効率的なものに転換することによつて国民福祉を増進することにある。我がはその推移を重大な関心をもつて注視してきたところであるが、先般の第二次臨時行政調査会に對する部会報告は、国の財政再建のため、地方公共団体並びに国民に安易に負担を転嫁しようとしており、このことは行政改革の本旨に反するものといわざるを得ない。

十月十六日本委員会に左の案件が付託された。  
一、国民本位の民主的行財政改革実現に關する請願(第一五二号)(第一五三号)(第一五四号)(第一五五号)(第一五六号)(第一五七号)(第一五八号)(第一五九号)(第一六〇号)(第一六一号)(第一六二号)(第一六三号)(第一六四号)

十月九日本委員会に左の案件が付託された。  
一、行政改革に關する請願(第四号)

第四号 昭和五十六年九月二十四日受理  
行政改革に關する請願  
請願者 千葉県市川市大洲二ノ九ノ三 真

号(第一六五号)(第一六六号)

第一五二号 昭和五十六年十月七日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 京都市東山区本町一五ノ七七一ノ一 一都企業組合内 岸見男外千名

紹介議員 佐藤 昭夫君

一、中小業者と国民に負担を強いる行政改革は行わないこと。

二、大企業・大資産家優遇の不正税制を正して、大幅減税を実施すること。

三、中小企業関係金融機関(政府系)の貸出し枠を拡大し、金利の引下げを行うこと。

四、国民健康保険に傷病手当と出産手当を設け、保険料・税については低所得者の負担を軽くすること。

五、敬老精神を踏みにじり、老後の暮らしを圧迫する老人医療費の有料化、年金の改悪はやめること。

六、児童手当は廃止・縮小せず、先進諸国並みに第一子から支給すること。

七、保育料負担を重くせず、希望する人はだれもが入れるように保育所を増設すること。

八、教科書の無償制度や四十人学級などは廃止・延期しないこと。

九、教育や福祉、中小企業対策の拡充に必要な財源は、軍事費や大企業優遇の公共事業費、むだな補助金などを削つて充てること。

十、一般消費税をはじめ、これに類する大衆課税の強化・新設はやめること。

理由

本年三月十六日、経団連名誉会長の土光敏夫氏を会長として発足した第二次臨時行政調査会は、去る七月十日第一次答申を鈴木首相に手渡し、答申の実行を政府に強く迫つた。鈴木首相は、第二臨調発足直後、「行政改革」と「増税なき財政再建」に政治生命をかけると言明したが、臨調第一次答申の内容は、国民を全く欺くものである。答申

は、来年度予算の処方せんとつており、福祉や教育、中小企業対策など国民生活関係予算の削減案を百項目以上も示している。それを受け政府は、行政改革に必要な多くの法案を一本化して、国民の反対を封じようとしている。しかも、一般経費は前年対比で伸び率をゼロに押えたのに対し、軍事費は年七・五パーセント増を認めている。財界が要求している大型公共事業は確保され、経済協力費、エネルギー対策費も聖域として増税なしとは名ばかりで、国民の負担は、この行政改革によつて確実に増えることになる。そのうえ、大蔵省は来年度も所得税減税などを行わないことによる自然増収という実質増税を、四兆七千億円も見込んでいた。国民生活は、あらゆる面から負担強化を迫られ、その結果、消費不況は更に進行せざるを得ない。住宅や下水道など生活関係と地方自治体の公共事業が抑制されることによつて、倒産や失業もますます増えることとなる。こうした行政改革ではなく、軍事費を削つて、大企業優遇の不正税制を正し、利権と汚職、腐敗とむだなどのない国民本位の民主的行政改革の実現を強く要望するものである。

第一五三号 昭和五十六年十月七日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 京都市東山区今熊野宝蔵町四三三社 団法人信和会東山診療所内 来嶋 安子外七百九十一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一五四号 昭和五十六年十月七日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 京都市東山区東大路通五上ル梅 林町京都府職員労働組合洛東病院 支部内 平林英男外五百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一五五号 昭和五十六年十月八日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区等々力八ノ一三ノ六 玉川民主商工会内 尾上芳明外 六千八百四十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一五六号 昭和五十六年十月八日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢五ノ一〇ノ五 森川信外六千八百四十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一五七号 昭和五十六年十月八日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢二ノ六ノ四 菅原輝子外六千八百四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一五八号 昭和五十六年十月八日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 東京都豊島区駒込三ノ二ノ一 戸 泉由利子外六千八百四十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一五九号 昭和五十六年十月八日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢四ノ一ノ七 大久保八重外六千八百四十九名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

請願者 東京都世田谷区奥沢四ノ九ノ四 高橋栄子外六千八百四十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一六一号 昭和五十六年十月八日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢一ノ一三ノ二 島田洋一外六千八百四十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一六二号 昭和五十六年十月八日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢四ノ七ノ一八 鈴木貞治外六千八百四十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一六三号 昭和五十六年十月八日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合一ノ二一ノ三 善元光子外六千八百四十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一六四号 昭和五十六年十月八日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区尾山台三ノ一八ノ九名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一六五号 昭和五十六年十月八日受理

国民本位の民主的行政改革実現に関する請願

請願者 東京都目黒区緑ヶ丘二ノ六ノ三 大久保育子外六千八百四十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一六六号 昭和五十六年十月八日受理

国民本位の民主的行財政改革実現に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ五ノ七

石坂浩一外六千八百四十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

十月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、行政改革の断行に関する請願(第三三八号)

(第三三九号)(第二四〇号)(第二四一号)(第二六一号)(第二六二号)

一、国民生活を豊かにする民主的行政改革実現に関する請願(第二八〇号)

一、国民生活を豊かにする民主的行政改革実現に関する請願(第三二八号)

一、国民本位の民主的行政改革実現に関する請願(第三三六号)

第二三八号 昭和五十六年十月九日受理

行政改革の断行に関する請願

請願者 名古屋市中村区鳴付町二ノ一四

三輪彰夫外八名

紹介議員 井上 計君

一、地方分権の拡大を最大課題とし、地方自治体の自主性が最大限生かされるよう国と地方の守備範囲を明確にすること。

二、地域住民の多様なニーズに対応するよう、地方への大幅権限委譲と地方自主財源の拡大を図ること。

三、補助金等の削減にあつては、国、地方を問わず効果の薄いものを中心に事務・事業の技術整理を行い、補助金のメニエー化、統合化を図ること。

四、不公正税制の是正、給与退職金等の官民格差、更には国、地方を通じ行財政のむだ、不合理を一掃すること。

五、情報公開制度を確立し、行政に関するすべての情報を住民に公開し、ガラス張りで信頼される行政を実現すること。

六、増税なき財政再建、簡素で効率的な行政の実現のために、中央、地方更には国民各層を含め推進体制を確立し各論反対の動きに断固たる姿勢で臨むこと。

理由

行政改革は、一刻の猶予も許されない国民的最緊要課題となつてゐる。今日求められている行政改革は、中央、地方を問わず一体となつて、国民のニーズに即した行政の在り方を問い直すものである。我々は、中央集権的行政を打破し、真の地方自治の確立を求め、一方、地方行政に対してもむだ、不合理の一掃を強く求めるとともに、第二次臨時行政調査会の第一次答申が各論反対の大会唱の立場に立つた大局的見地から行政改革を断行するよう強く要望するものである。

第二三九号 昭和五十六年十月九日受理

行政改革の断行に関する請願

請願者 岐阜県大垣市本町二ノ五九 白井 勝郎外八名

紹介議員 伊藤 郁男君

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第二四〇号 昭和五十六年十月九日受理

行政改革の断行に関する請願

請願者 長野市吉田三ノ六ノ四一 平林陸 幸外八名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第二四一号 昭和五十六年十月九日受理

行政改革の断行に関する請願

請願者 広島県呉市市町一六、七一六ノ

四 安達弘起外七名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第二六一号 昭和五十六年十月十二日受理

行政改革の断行に関する請願

請願者 福井市宝永二ノ一ノ二四 橋本俊 三外十一名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第二六二号 昭和五十六年十月十二日受理

行政改革の断行に関する請願(十一通)

請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生一、〇七五ノ一 増田順一郎外十名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第二八〇号 昭和五十六年十月十三日受理

国民生活を豊かにする民主的行政改革実現に関する請願

請願者 京都府舞鶴市上安 天野久外二名

紹介議員 下田 京子君

一、行政改革に名をかりた年金・医療・福祉・教育・失対などの切捨てや、農業・中小企業つぶしをやめ、軍事費を削り、大企業優遇税制を是正し、国民生活を豊かにする国民本位の行政改革を行うこと。

二、行政改革の名による年金・福祉の切捨てをやめ、年金制度の改善充実のため、次の施策をとること。

1 農林年金への国庫補助削減をやめ、当面、二十パーセントの補助を行うこと。

2 年金の物価スライド制を廃止せず、スライド実施時期を遅らせないこと。

理由

政府は、第二次臨時行政調査会の第一次答申を受け、この臨時国会に財政再建臨時特例法案を提出し、成立を図ろうとしている。その内容は、増税なき財政再建を標榜しながら、福祉政策を大幅に後退させるものであり、国民生活を苦しめるものといえる。特に、農林年金は厳しい財政状況が続

き、支給開始年齢の引上げに加え、先般の掛金率引上げによつて加入者である農業協同組合・漁業協同組合などの組合員に大きな負担増を強いっており、将来への不安も増している。このような状況のうえに、今回の農水省の動きは、農林年金への国庫補助を現行の十九・八二パーセントから、十五・三二パーセントへと四・五パーセントもの削減を打ち出しており、農林年金財政の厳しさに拍車をかけるものである。我々は、従来より国庫補助二十パーセントを要求し、国会においてもこれを支持する附帯決議がなされている。これまでの経過を十分に踏まえ、農林漁業分野に働く労働者

はもとより、国民の社会福祉充実のため、政府の福祉削減に反対し、年金をはじめとする福祉政策の一層の充実を目指し、国民本位の民主的行政改革の実現を要望するものである。

第三二八号 昭和五十六年十月十四日受理

国の行政改革に関する請願

請願者 熊本県飽託郡北部町貢九一四 幸 山繁信

紹介議員 細川 護照君

行政改革にあつては、理念を明確にし、特に次の事項を十分配慮のうえ、その推進を図らるべき。

一、地方分権の推進の見地に立つて、国、地方間の行政事務の再配分と財源の移譲、地方事務官制度の廃止、国庫補助・負担制度の改善合理化など、国と地方とを通ずる技術的な行政改革を推進すること。

二、事務事業の見直しを伴わない単なる国庫補助率の引下げ、負担区分の変更等によつて、国民生活や地方公共団体に国の財政負担を転嫁するような制度改正は、国、地方を通ずる行政改革

の趣旨に反するものであり、特に、国民健康保険給付費並びに児童扶養手当及び特別児童扶養手当の都道府県への肩代わりは絶対に行わないこと。

三、公共事業に係る国庫補助・負担率の地域特例について、やむを得ず財政再建期間中に限り、かさ上げ率を六分の一引き下げ、当該引下げ分について特例的な起債措置を行うこととする場合においては、当該起債に係る後年度の元利償還経費は、国が完全に財政措置し、地方に負担させることのないようにすること。

四、公共事業は、社会資本の整備充実を図るだけでなく、地域経済の振興地域格差の是正を図るうえで大きな役割りを果たしており、したがって、国土の均衡ある発展を図る見地から、開発、整備の遅れた地域に重点的に公共投資が行われるよう特に配慮すること。また、道路整備の立ち遅れた現状並びに経済産業活動の根拠をなす道路の重要性にかんがみ、道路特定財源制度を堅持すること。

五、地方裁出の抑制については、国家財政と地方財政の構造の相違や、地方単独事業が地域経済に果たしている役割り等を配慮して適切に対処すること。

理由

行政改革は、現下の政治課題であり、国、地方を通じて、行政の簡素効率化、機能分担と責任の明確化等を図り、その推進を図ることが必要である。しかしながら、今次の臨時行政調査会の第一次答申及び去る八月二十五日に閣議決定された行政改革に関する当面の基本方針によると、国家財政の再建を急ぐあまり、単なる地方への負担転嫁を企図したり、画一的な補金の削減や地域の実情を無視した公共事業に係る国庫補助・負担率の地域特例の削減などを打ち出していることは、行政改革の趣旨に沿うものではなく、また厳しい地方財政の現状を考慮しないものであり、極めて遺憾である。

第三三六号 昭和五十六年十月十五日受理  
国民本位の民主的行政改革実現に関する請願  
請願者 京都市東山区八坂塔ノ下星野町九  
三東山民商協同組合内 勝野登次  
外千三名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

十月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案

目次

- 第一章 総則(第一条)
  - 第二章 厚生年金保険事業等に係る国庫負担金の繰入れの特例(第二条―第七条)
  - 第三章 公的保険に係る事務費の一般会計からの繰入れの特例(第八条・第九条)
  - 第四章 児童手当の支給要件に係る特例等(第十条―第十二条)
  - 第五章 公立小中学校の学級編制の標準等に関する経過措置の特例(第十三条)
  - 第六章 特定地域に係る国の負担、補助等の特例(第十四条―第十六条)
  - 第七章 政府関係金融機関の貸付金利の特例(第十七条)
  - 第八章 内閣総理大臣等の給与の一部の返納に係る特例(第十八条)
- 附則  
第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、昭和五十六年七月十日に行われた臨時行政調査会の答申の趣旨にのっとり、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間(以下「特例適用期間」という。)における補助金、負担金等に係る国の歳出の縮減措置その他の特例措置を定めることを目的とする。

第二章 厚生年金保険事業等に係る国庫負担金の繰入れの特例

第一条 政府は、特例適用期間における各年度に係る厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十条第一項の規定による国庫負担については、当該各年度、一般会計から、当該各年度に係る同項の規定による国庫負担金の額の四分の三に相当する額を基準として予算で定める額を厚生保険特別会計年金勘定に繰り入れるものとする。

2 政府は、前項の措置により将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、特例適用期間における各年度に係る厚生年金保険法第八十条第一項の規定による国庫負担金の額と前項の規定による繰入金との差額に相当する額の一般会計から厚生保険特別会計年金勘定への繰入れその他の適切な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、特例適用期間における各年度に係る船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十八条第一項の規定による国庫の負担(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものに限る。)については、当該各年度、一般会計から、当該各年度に係る同項の規定による国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものに限る。)に相当する額を船員保険特別会計に繰り入れるものとする。

3 特例適用期間における各年度に係る船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五条の二の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い当該年度において受け入れた金額」とする。

いて同じ。)の額の四分の三に相当する額を基礎とし、当該各年度の船員保険特別会計の収入支出の状況を勘案して予算で定める額を船員保険特別会計に繰り入れるものとする。

2 政府は、前項の措置により将来にわたる船員保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、特例適用期間における各年度に係る船員保険法第五十八条第一項の規定による国庫負担金の額と前項の規定による繰入金との差額に相当する額の一般会計から船員保険特別会計への繰入れその他の適切な措置を講ずるものとする。

3 特例適用期間における各年度に係る船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五条の二の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定により受け入れた金額」と、「国庫負担金の金額」とあるのは「国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものを除く。)の金額」とし、第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い特例適用期間経過後の年度において一般会計から船員保険特別会計への繰入れが行われた場合の当該年度に係る同条の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とする。

3 特例適用期間における各年度に係る船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五条の二の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い当該年度において受け入れた金額」とする。

第四項又は第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた同法第六十六條第一項の規定により毎月地方職員共済組合及び警察共済組合に払い込むべき金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

第四項又は第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた同法第六十六條第一項の規定により毎月地方職員共済組合及び警察共済組合に払い込むべき金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 地方公務員等共済組合法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた同法第六十三條第二項第二号の規定により国が負担すべき金額（地方の年金額改定法第十二條第一項及び附則第十三條第三号の規定に基づき同号の規定の例により国が負担すべき金額を含む。）の五十七・五分の五十三・七五に相当する金額

二 次のイからハまでに掲げる金額のそれぞれ四分の三に相当する金額

イ 国家公務員共済組合法第九十九條第四項、第二百五條及び第二百六條第二項の規定によりそれぞれ国が負担すべき金額（国の年金額改定法第十七條第二号の規定に基づき同項第二号の規定の例により国が負担すべき金額を含む。）の五十七・五分の五十三・七五に相当する金額

ロ 国家公務員共済組合法第二百二十三條の規定により国が負担すべき金額（船員保険法に基づき年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に要する費用についての同法第五十八條第一項の規定による国庫の負担に係る部分に限る。）の百二十五條、第二百六條第二項並びに附則第二十條の第二項の規定により国が負担すべき金額（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第四号。以下この項において「国の年金額改定法」という。）第十七條第二号の規定に基づき国家公務員共済組合法の規定の例により国が負担すべき金額を含む。以下この条において「長期給付に要する費用に係る国の負担金」という。）について各省各庁の長（国家公務員共済組合法第八條に規定する各省各庁の長をい

い、自治大臣を含む。次項において同じ。）が国家公務員共済組合法第二百一號第一項の規定により毎月国家公務員共済組合に払い込むべき金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 国家公務員共済組合法第九十九條第二項第二号の規定により国が負担すべき金額（国の年金額改定法第十七條第二号の規定に基づき同項第二号の規定の例により国が負担すべき金額を含む。）の五十七・五分の五十三・七五に相当する金額

定により国が負担すべき金額（船員保険法に基づき年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に要する費用についての同法第五十八條第一項の規定による国庫の負担に係るものに限る。）

ハ 国家公務員共済組合法附則第二十條の第二項の規定により国が負担すべき金額（国の年金額改定法第十七條第二号の規定に基づき同項の規定の例により国が負担すべき金額を含む。）

二 国は、前項の措置により将来にわたる国家公務員共済組合の長期給付に関する事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、同項の規定の適用がないとしたならば長期給付に要する費用に係る国の負担金について各省各庁の長が国家公務員共済組合法第二百一號第一項の規定により国家公務員共済組合に払い込むべき金額と前項の規定により現に払い込まれた金額との差額に相当する金額の払込みその他の適切な措置を講ずるものとする。

三 特例適用期間における各年度において国家公務員共済組合法第二百四條の第二項（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号。以下この項において「昭和五十四年法律第七十二号」という。）附則第十一條第二項の規定によりその例によることとされる昭和五十四年法律第七十二号第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この項において「改正前の国家公務員共済組合法」という。）第二百四條の第二項及び昭和五十四年法律第七十二号附則第十二條第一項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の国家公務員共済組合法第二百四條の第二項（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十二号）附則第九條第五項、第十條第四項及び第十一條第二項において準用する場合を

含む。）を含む。以下この項において同じ。）並びに国家公務員共済組合法附則第二十條の第二項及び第五項の規定により公社又は公庫等（同法第二百四條の第二項に規定する公社又は公庫等をいう。以下この条において同じ。）が負担すべき金額について公社又は公庫等が同法第二百四條の第二項の規定により読み替えられた同法第二百一號第一項の規定により毎月国家公務員共済組合に払い込むべき金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 国家公務員共済組合法第二百四條の第二項の規定により公社又は公庫等が負担すべき金額の五十七・五分の五十三・七五に相当する金額

二 国家公務員共済組合法附則第二十條の第二項及び第五項の規定によりそれぞれ公社又は公庫等が負担すべき金額の四分の三に相当する金額

第四項又は第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた同法第六十六條第一項の規定により毎月地方職員共済組合及び警察共済組合に払い込むべき金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 地方公務員等共済組合法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた同法第六十三條第二項第二号の規定により国が負担すべき金額（地方の年金額改定法第十二條第一項及び附則第十三條第三号の規定に基づき同号の規定の例により国が負担すべき金額を含む。）の五十七・五分の五十三・七五に相当する金額

二 次のイ及びロに掲げる金額のそれぞれ四分の三に相当する金額

イ 地方公務員等共済組合法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた同法第六十三條第四項の規定により読み替えられた同法第四項第二号の規定及び同法第四百一十一條第四項の規定によりそれぞれ国が負担すべき金額（地方の年金額改定法第十二條第一項及び附則第十條の規定に基づき同号の規定の例により国が負担すべき金額を含む。）

ロ 地方公務員等共済組合法附則第三十三條の第二項第三号の規定により国が負担すべき金額（地方の年金額改定法第十二條第一項及び附則第十條の規定に基づき同号の規定の例により国が負担すべき金額を含む。）

二 特例適用期間における各年度において地方公務員等共済組合法第十三條第二項第二号及び第四項、第三十九條（船員保険法に基づき年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に要する費用についての同法第五十八條第一項の規定による国庫の負担と同一の割合によつて算定した金額に係る部分に限る。）、第四百一十一條第一項及び第二項並びに附則第三十三條の第二項の規定により地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百十五

）の二第一項第三号の規定により国が負担すべき金額（地方の年金額改定法第十二條第一項及び附則第十條の規定に基づき同号の規定の例により国が負担すべき金額を含む。）

号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)が負担すべき金額(地方の年金額改定法第十二条第一項及び附則第十条の規定に基づき地方公務員等共済組合法の規定の例により地方公共団体が負担すべき金額を含む。以下この条において「長期給付に要する費用に係る地方公共団体の負担金」という。)について地方公共団体の機関が地方公務員等共済組合法第百十六條第一項の規定により毎月地方公務員共済組合に払い込むべき金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 地方公務員等共済組合法第百十三條第二項第二号の規定により地方公共団体が負担すべき金額(地方の年金額改定法第十二條第一項及び附則第十条の規定に基づき同号の規定の例により地方公共団体が負担すべき金額を含む。以下この条において「長期給付に要する費用に係る地方公共団体の負担金」という。)について地方公共団体の機関が地方公務員等共済組合法第百十六條第一項の規定により毎月地方公務員共済組合に払い込むべき金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

二 次のイからハまでに掲げる金額のそれぞれ四分の三に相当する金額

イ 地方公務員等共済組合法第百十三條第四項及び第百四十一條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同法第百十三條第二項第二号の規定によりそれぞれ地方公共団体が負担すべき金額(地方の年金額改定法第十二條第一項及び附則第十条の規定に基づきこれらの規定の例により地方公共団体が負担すべき金額を含む。)

ロ 地方公務員等共済組合法第百二十九條の規定により地方公共団体が負担すべき金額(船員保険法に基づき年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に要する費用に於いての同法第五十八條第一項の規定による国庫の負担と同一の割合によつて算定した金額に係るものに限る。)

ハ 地方公務員等共済組合法附則第三十三條

の二第一項第一号及び第二号の規定によりそれぞれ地方公共団体が負担すべき金額(地方の年金額改定法第十二條第一項及び附則第十条の規定に基づきこれらの規定の例により地方公共団体が負担すべき金額を含む。)

3 特例適用期間における各年度に係る地方公務員等共済組合法第百四十四條の十第四項第一号及び附則第三十五條の三第一項の規定により地方公共団体が負担すべき金額(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第百三十二條の四十七項の規定に基づき地方公務員等共済組合法の規定の例により地方公共団体が負担すべき金額を含む。以下この条において「団体組合員に係る地方公共団体の負担金」という。)については、当該各年度、地方公共団体の機関は、次の各号に掲げる金額の合計額を地方職員共済組合に払い込むものとする。

一 地方公務員等共済組合法第百四十四條の十第四項第一号の規定により地方公共団体が負担すべき金額(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百三十二條の四十七項の規定に基づき同号の規定の例により地方公共団体が負担すべき金額を含む。以下この条において「団体組合員に係る地方公共団体の負担金」という。)

二 地方公務員等共済組合法附則第三十五條の三第一項の規定により地方公共団体が負担すべき金額(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百三十二條の四十七項の規定に基づき地方公務員等共済組合法附則第三十五條の三第一項の規定の例により地方公共団体が負担すべき金額を含む。)

4 国及び地方公共団体は、前三項の措置により将来にわたる地方公務員共済組合の長期給付に關する事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、前条第二項の規定により国が講ずる措置に準じ、前三

項の規定の適用がないとしたならば長期給付に要する費用に係る国の負担金、長期給付に要する費用に係る地方公共団体の負担金及び団体組合員に係る地方公共団体の負担金について国の機関及び地方公共団体の機関が地方公務員共済組合に払い込むべき金額と前三項の規定により現に払い込まれた金額との差額に相当する金額の払込みその他の適切な措置を講ずるものとする。

5 特例適用期間における各年度において地方公務員等共済組合法第百四十條第一項(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号。以下この項において「昭和五十四年法律第七十三号」という。))附則第十條第一項の規定によりその例によることとされる昭和五十四年法律第七十三号第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百四十條第四項(昭和五十四年法律第七十三号附則第十條第一項の規定によりその例によることとされる昭和五十四年法律第七十三号第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二十五條第五項、第百二十七條第四項又は第百二十八條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))及び地方公務員等共済組合法附則第三十三條の二第一項の規定により公社又は公庫等(同法第百四十條第一項に規定する公社又は公庫等をいう。以下この条において同じ。))が負担すべき金額について公社又は公庫等が同法第百四十條第一項の規定により読み替えられた同法第百十六條第一項の規定により毎月地方公務員共済組合に払い込むべき金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 地方公務員等共済組合法第百四十條第一項の規定により読み替えられた同法第百十三條第二項第二号の規定により公社又は公庫等が負担すべき金額の五十七・五分の五十三・七

五に相当する金額

二 地方公務員等共済組合法附則第三十三條の二第一項第四号の規定により公社又は公庫等が負担すべき金額の四分の三に相当する金額(公社又は公庫等は、国及び地方公共団体が地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る国の負担金、長期給付に要する費用に係る地方公共団体の負担金及び団体組合員に係る地方公共団体の負担金について第四項の規定による措置を講ずる場合には、これと同様の措置を講ずるものとする。)

六 特例適用期間における各年度に係る私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十五條第一項第一号の規定による国の補助については、同号の規定にかかわらず、同号の規定による費用の四分の三に相当する額を当該補助の額とする。

2 国は、前項の措置により将来にわたる私立学校教職員共済組合の退職給付、障害給付及び遺族給付に關する事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、特例適用期間における各年度に係る私立学校教職員共済組合法第三十五條第一項第一号の規定による費用の額と前項の規定により現に補助した額との差額に相当する額の補助その他の適切な措置を講ずるものとする。

(農林漁業団体職員共済組合に対する国の補助額の特例)

第七条 特例適用期間における各年度に係る農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第六十二條第一項第一号の規定による国の補助については、同号の規定にかかわらず、同号に掲げる額の四分の三に相当する額を当該補助の額とする。

2 国は、前項の措置により将来にわたる農林漁業団体職員共済組合の給付に關する事業の財政

の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、特例適用期間における各年度に係る農林漁業団体職員共済組合法第六十二条第一項第一号に掲げる額と前項の規定により現に補助した額との差額に相当する額の補助その他の適切な措置を講ずるものとする。

第三章 公的保険に係る事務費の一般会計からの繰入れの特例

(地震再保険特別会計法に基づく一般会計から地震再保険特別会計への繰入れの特例)

第八条 特例適用期間においては、地震再保険特別会計法(昭和四十一年法律第七十四号)第四條第一項の規定は、同法第十三条第一項の規定による借入金のある年度を除き、適用しない。  
2 前項の場合においては、地震再保険特別会計法第三条中「次条第一項又は第二項」とあるのは、「次条第二項」とする。

(自動車損害賠償保障法に基づく一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計への繰入れの特例)

第九条 特例適用期間においては、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五十条(同法第五十六条第一項において準用する場合を含む。)及び第八十二条第二項の規定は、適用しない。  
2 前項の場合においては、自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭和三十年法律第三十四号)第四条第一項中「保障勘定への繰入金」とあるのは「保障勘定への繰入金、法の規定による自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業の業務の取扱いに関する諸費に充てるための業務勘定への繰入金」と、同法第六条中「法第五十条(法第五十六条第一項において準用する場合を含む。)及び法第八十二条第二項の規定による一般会計からの繰入金、保障勘定からの繰入金及び附属雑収入」とあるのは「保障勘定及び保障勘定からの繰入金

並びに附属雑収入」とする。  
第四章 児童手当の支給要件に係る特例等  
第十条 昭和五十七年六月から昭和六十年五月までの月の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)に基づく児童手当に係る同法第五条第一項の政令で定める額は、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)に基づく老齢福祉年金の受給権者の昭和五十六年から昭和五十八年までの各年の所得を理由とする同法第七十九条の二第五項において準用する同法第六十六条第一項の規定による支給の停止に係る限度額を基準として定めるものとする。  
(特例給付)  
第十一条 昭和五十七年六月から昭和六十年五月までの間においては、児童手当法第十八条第一項に規定する被用者又は同法第十七条第一項に規定する公務員であつて、同法第四条に規定する要件に該当するもの(同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。)に対し、同法第二十条第一項に規定する一般事業主又は同法第十八条第三項各号に定める者の負担による給付を行う。  
2 児童手当法第五条から第十七条まで、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条から第二十九条まで、第三十条並びに第三十一条の規定は、前項の給付について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「その十分の七に相当する額を第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する」とあるのは「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第十一条第二項において準用する第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充てる」と、同法第十九条第一項中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対

する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第十一条第二項において準用する第八条第一項の規定により行う同法第十一条の給付に要する費用を」と、同法第二十条第一項中「次に掲げる者」とあるのは「昭和五十七年度から昭和六十年年度までの各年度、次に掲げる者」と、同法第二十一条第二項中「予想総額の十分の七に相当する額」とあるのは「予想総額」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の給付については、この条の規定を児童手当法の規定と、当該給付を同法に基づく児童手当とみなして、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)その他の政令で定める法律の規定を適用する。  
4 前三項に定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令(一般職の職員の給与に関する法律の適用に係る事項については、人事院規則)で定める。  
(児童手当制度に関する検討)  
第十二条 児童手当法による児童手当制度については、前二条の規定による特例措置との関連をも考慮しつつ、その全般に関して速やかに検討が加えられた上、当該特例措置の適用期限を目的として必要な措置が講ぜられるべきものとする。

第五章 公立小中学校の学級編制の標準等に関する経過措置の特例  
(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の適用の特例)

第十三条 特例適用期間における各年度に係る公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五十七号。次項において「標準法改正法」という。)附則第二項の規定に基づく公立の小中学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の標準についての政令を定めるに当たっては、同項に規定する事項のほか、特に国の財政事情を考慮するものとする。  
2 前項の規定は、特例適用期間における各年度に係る標準法改正法附則第四項又は第六項の規定に基づく小中学校教職員定数若しくは特殊教育諸学校教職員定数の標準又は高等学校教職員定数若しくは特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準についての政令を定める場合に準用する。この場合において、前項中「同項」とあるのは、「同法附則第四項又は第六項」と読み替えるものとする。

第六章 特定地域に係る国の負担、補助等の特例  
(特定地域に係る国の特例負担額又は特例補助額の減額)  
第十四条 特例適用期間において、都道府県若しくは指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。)が行う事業又は国が都道府県若しくは指定都市に負担金を課して行う事業(これらの事業のうち、災害復旧に係るものその他災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急に行われる必要があるものとして政令で定めるものを除く。以下この項において「都道府県等実施事業」と総称する。)に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助であつて、当該都道府県等実施事業に要する経費に係る通常の国の負担又は補助の割合(法律の規定に基づくものに限る。以下この条において同じ。)を超えて行われるものについては、当該都道府県等実施事業に要する経費に

八



対する同表に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に六分の一を乗じて得た金額を、第一号に掲げる金額から控除した金額とする。

一 当該都道府県等実施事業に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助に係る金額

二 当該都道府県等実施事業に要する経費に係る通常の国の負担又は補助の割合により算定した国の負担又は補助に係る金額

2 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第六号第一項の規定に基づく国の負担又は補助（同法別表港灣の項及び漁港の項に規定する工事又は事業のうち、政令で定めるもの）以下この項において「奄美特別工事等」という。に係るものに限る。に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「当該都道府県等実施事業に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく」とあるのは、「国の負担又は補助の割合を十分の十として算定した場合における」と読み替えるものとする。ただし、本文の規定により読み替えられた同項の規定による奄美特別工事等に要する経費に対する国の負担又は補助に係る金額が、国の負担又は補助の割合を十分の九・五として算定した金額（以下この項において「負担割合十分の九・五による金額」という。）を超えるときは、当該奄美特別工事等については、前項の規定の適用はないものとし、この場合における当該奄美特別工事等に要する経費に対する国の負担又は補助に係る金額は、負担割合十分の九・五による金額とする。

3 特例適用期間において、一部事務組合（地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合のうち、都道府県又は指定都市が加入しているものに限る。以下この条において同じ。）若しくは港務局（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局のうち、都道府県又は指定都市がその設立に加わっているものに限る。以下この条において同じ。）が行う事業又は国が一部事務組合若しくは港務局に負担金を課して行う事業（これらの事業のうち、災害復旧に係るものその他災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急に行われる必要があるものとして政令で定めるものを除く。以下この項において「一部事務組合等実施事業」と総称する。）のうち、当該一部事務組合の規約又は当該港務局の定款で定められている都道府県又は指定都市に係る経費の負担割合に相当する部分を、それぞれ、当該都道府県又は指定都市が行う事業とみなした場合において、当該都道府県又は指定都市が行うものとみなされた事業につき、当該事業に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助であつて当該みなされた事業に要する経費に係る通常の国の負担又は補助の割合を超えて行われるものがあるときは、当該一部事務組合等実施事業に要する経費に対する国の負担又は補助については、当該都道府県又は指定都市が行うものとみなされた事業に要する経費に対する国の負担又は補助について前二項の規定の適用があるものとして、政令で定めるところにより算定した金額とする。

4 第一項又は前項の規定の適用がある場合における北海道開発のために港灣工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第二条第一項（同法第三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による港灣工事の費用に対する港灣管理者の負担については、同法第二条第一項に規定する港灣工事ごとに、当該港灣工事の費用に対する国の負担割合により算定した場合における国の負担に係る金額から、第一項又は前項の規定により算定した当該港灣工事の費用に対する国の負担に係る金額を控除した金額を、それぞれ、同条第一項に規定する当該港灣工事の費用に対する港灣管理者の負担の割合により算定した場合にお

ち、都道府県又は指定都市がその設立に加わっているものに限る。以下この条において同じ。）が行う事業又は国が一部事務組合若しくは港務局に負担金を課して行う事業（これらの事業のうち、災害復旧に係るものその他災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急に行われる必要があるものとして政令で定めるものを除く。以下この項において「一部事務組合等実施事業」と総称する。）のうち、当該一部事務組合の規約又は当該港務局の定款で定められている都道府県又は指定都市に係る経費の負担割合に相当する部分を、それぞれ、当該都道府県又は指定都市が行う事業とみなした場合において、当該都道府県又は指定都市が行うものとみなされた事業につき、当該事業に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助であつて当該みなされた事業に要する経費に係る通常の国の負担又は補助の割合を超えて行われるものがあるときは、当該一部事務組合等実施事業に要する経費に対する国の負担又は補助については、当該都道府県又は指定都市が行うものとみなされた事業に要する経費に対する国の負担又は補助について前二項の規定の適用があるものとして、政令で定めるところにより算定した金額とする。

5 特定港灣施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第二条に規定する特定港灣施設工事（同法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる工事に限る。以下この項において同じ。）で特例適用期間において施行されるものに要する費用に対する同法第四条第一項の規定の適用については、港灣管理者が北海道又は北海道の区域内の指定都市である場合にあつては、同項第二号中「十分の一・四五」とあるのは「十分の二・二五」と、同項第三号中「十分の三・二五」とあるのは「十分の三・六二五」とするものとし、港灣管理者が、北海道又は北海道の区域内の指定都市が加入し又はその設立に加わつていない一部事務組合又は港務局である場合にあつては、港灣管理者が北海道又は北海道の区域内の指定都市である場合における特定港灣施設工事に要する費用の負担割合を基礎として、政令で定めるところによる。

6 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する通常の国の負担又は補助に係る金額の算定に於いての細目、前各項の規定を適用する場合における他の法律の規定に必要なる技術的読替えその他前各項の規定の適用に必要なる事項は、政令で定める。

（国による地方債の利子補給額の減額）  
第十五条 特例適用期間において都道府県が発行を許可された地方債の利子支払額の一部に係る別表第二に掲げる法律の規定による国の補給については、これらの規定により算定した金額から、当該金額に六分の一を乗じて得た金額を控除した金額とする。

2 特例適用期間において一部事務組合（地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合のうち、都道府県が加入しているものに限る。）又は港務局（港灣法第四条第一項に規定する港務局のうち、都道府県がその設立に加わつていないものに限る。）が発行を許可された地方債

（別表第一に掲げる法律の規定に規定するものに限る。以下この項において同じ。）の利子支払額の一部に係る同表に掲げる法律の規定による国の補給については、当該補給に係る金額を当該都道府県が発行を許可された地方債の利子支払額の一部に係る同表に掲げる法律の規定による国の補給に係る金額とみなして、前項の規定を適用する。

3 前条第六項の規定は、前二項の場合について準用する。  
（財政金融上の措置）  
第十六条 国は、前二条の措置の対象となる都道府県又は指定都市に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。  
第七章 政府関係金融機関の貸付金利の特例  
第十七条 別表第三の上欄に掲げる法律の規定により資金の貸付けを行う政府関係金融機関の同表の下欄に掲げる法律の規定に規定する貸付金の利率（利率の最高が定められている場合にあつては、当該最高の利率。以下この条において同じ。）については、特例適用期間において、当該政府関係金融機関に係る政府からの借入金の最高利率が年六・五パーセントを超える場合には、政令で、当該超える部分に相当する利率の範囲内において、当該貸付金の利率に算する利率を定め、又はこれを変更することができ、この場合においては、当該加算する利率を加算することとする貸付金の区分又は種類を定め、その区分又は種類ごとに当該加算する利率を定め、又はこれを変更するものとする。

2 前項の政令により貸付金の利率に算する利率が定められている場合における当該貸付金の利率に係る別表第三の下欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定に規定する貸付金の利率は、当該貸付金の利率に当該加算する利率を加算した後の利率とする。

3 第一項の政令を定め、又はこれを変更する場  
合においては、居住環境の良好な住宅の建設等  
の促進又は農林漁業の健全な発展のために当該  
貸付金の融通を円滑にすべき社会的経済的必要  
性と国の財政負担との調和が図られるよう考慮  
しなければならない。

4 第一項の政令が定められている場合におい  
て、同項に規定する政府関係金融機関の政府か  
らの借入金最高利率が引き下げられ、当該政  
令で定められている加算する利率が同項に規定  
する当該超える部分に相当する利率を超えるこ  
となつたとき、又は当該借入金の最高利率が  
年六・五パーセント以下となつたときは、遅滞  
なく同項の政令を改廃しなければならぬもの  
とし、その改廃が行われるまでの間において  
は、同項の政令は、なおその効力を有するもの  
とする。

5 第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改  
廃する場合においては、その政令で、その制定  
又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲  
内において、所要の経過措置を定めることがで  
きる。

第八章 内閣総理大臣等の給与の一部の返  
納に係る特例

(内閣総理大臣等の給与の一部の返納に係る特  
例)

第十八条 内閣総理大臣又は国務大臣が、特例適  
用期間において、特別職の職員の給与に関する  
法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定  
に基づいて支給された給与の一部に相当する額  
を国庫に返納する場合には、当該返納による国  
庫への寄附については、公職選挙法(昭和二十  
五年法律第百号)第百九十九条の二の規定は、  
適用しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 第十四条第一項から第五項までの規定は、特  
例適用期間における各年度の子算に係る国の負

担又は補助(昭和五十六年度以前年度の国庫  
債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の年  
度に支出すべきものとされた国の負担又は補助  
を除く)並びに特例適用期間における各年度の  
国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年  
度に支出すべきものとされる国の負担又は補  
助及び昭和五十九年度以前年度の歳出予算に  
係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年  
度に繰り越されるものにより実施される事業に  
ついて適用し、昭和五十六年度以前年度の国  
庫債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の  
年度に支出すべきものとされた国の負担又は補  
助及び昭和五十六年度以前年度の歳出予算に  
係る国の負担又は補助で昭和五十七年度以降の  
年度に繰り越されたものにより実施される事業  
については、なお従前の例による。

3 第十七条第一項の政令は、特例適用期間の経  
過によりその効力を失うものとし、この場合に  
おける経過措置に関し必要な事項は、政令で定  
める。

4 この法律の施行の日から昭和五十六年十二月  
三十一日までの間においては、第十條中「同法  
第七十九條の二第五項」とあるのは、「同法第七  
十九條の二第六項」とする。

5 この法律の施行の日から昭和五十七年三月三  
十一日までの間においては、第五條第三項中  
「地方公務員等共済組合法」とあるのは「昭和四  
十二年以後における地方公務員等共済組合法  
の年金額の改定等に関する法律等の一部を改  
正する法律(昭和五十六年法律第七十三号)第四  
條の規定による改正後の地方公務員等共済組  
合法」と、「地方公務員等共済組合法の長期給付等  
に関する施行法」とあるのは「昭和四十二年度以  
後における地方公務員等共済組合法の年金額の  
改定等に関する法律等の一部を改正する法律  
(昭和五十六年法律第七十三号)第六條の規定に  
よる改正後の地方公務員等共済組合法の長期給  
付等に関する施行法」とする。

別表第一(第十四条関係)

漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十條第一項、第二項及び第四項並びに同法附則第二項	北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第二條(同法第三條第二項において準用する場合を含む。)	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第九條第二項、第三項、第六項及び第七項	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)附則第二項又は第三項の規定により読み替えられた同法第四條第一項	奄美群島振興開発特別措置法第六條第一項及び第二項	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)附則第三項	後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)第三條第一項及び第二項	産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)第十一條第二項から第四項まで、第十二條第二項、第三項及び第五項、第十三條第一項及び第二項並びに第十三條の二第二項	奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)第五條第二項	山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十一條第五項及び第六項	新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律(昭和四十年法律第七十三号)第四條第一項から第三項まで、第五條第二項及び第三項、第六條並びに第七條	首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律(昭和四十一年法律第百十四号)第五條第一項から第三項まで、第六條第一項及び第四項並びに第七條	公害の防止に關する事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律(昭和四十六年法律第七十号)第三條及び第六條第二項	石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十六條第一項	過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第十四條第五項及び第六項並びに同法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第十三條第五項及び第六項	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律(昭和五十五年法律第六十三号)第四條
---	--	---	---	--------------------------	-------------------------------------	--	---	---------------------------------------	---------------------------------	--	---	---	--------------------------------------	--	---

別表第二(第十五条関係)

産炭地域振興臨時措置法第十条、第十二条第五項、第十三条第一項及び第二項並びに第十三条の二第一項  
 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二一条、第六条及び第七条  
 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第二項、第六条第一項及び第四項並びに第七条

別表第三(第十七条関係)

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第十七条第一項、第二項及び第四項から第八項まで  
 住宅金融公庫法第二十一条第一項(同法第二十二條の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)。  
 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)第八条第二項(同項の表中一の項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)に限る)及び第八条の二第二項

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第百三十五号)第十八条第一項、第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項並びに附則第二十三項  
 農林漁業金融公庫法第十八条第二項及び第三項、第十八条の二第二項、第十八条の三第二項並びに附則第二十四項並びに別表第一及び別表第二(同法附則第二十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む)。  
 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第六十九号)附則第三項

自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第百六十五号)第二条第一項  
 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和二十四年法律第九十一号)第三条  
 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)第三条  
 自作農維持資金融通法附則第四項の規定により読み替えて適用する同法第三条  
 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法第四条  
 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法第四条

昭和五十六年十一月六日印刷

昭和五十六年十一月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局